

大和市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

大和市長 大木 哲

大和市条例第4号

大和市介護保険条例の一部を改正する条例

大和市介護保険条例（平成12年大和市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 令第39条第1項第1号イ又はロに掲げる者 35,009円

第6条第1項第2号中「34,192円」を「35,009円」に改め、同項第3号中「47,869円」を「49,013円」に改め、同項第4号中「51,288円」を「52,514円」に改め、同項第5号中「61,546円」を「63,017円」に改め、同項第6号中「68,385円」を「70,019円」に改め、同項第7号中「78,642円」を「77,020円」に改め、同号ア中「いう。ただし」を「いい」に改め、「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改め、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、同項第8号中「85,481円」を「84,022円」に改め、同項第9号中「102,577円」を「105,028円」に改め、同項第10号中「109,416円」を「115,531円」に改め、同項第11号中「116,254円」を「122,533円」に改め、同項第12号中「133,350円」を「143,538円」に改め、同項第13号中「140,189円」を「154,041円」に改め、同項第14号中「147,027円」を「164,544円」に改め、同項第15号中「157,285円」を「178,548円」に改め、同項第16号中「170,962円」を「210,057円」に改め、同条第2項中「平成30年度における保険料率は30,773円とし、令和元年度における保険料率は25,644円とし、令和2年度における保険料率は20,515円」を「令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、21,006円」に改め、同条第3項中「令和元年度における保険料率は39,321円とし、令和2年度における保険料率は30,773円」を「令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、31,509円」に改め、同

条第4項中「令和元年度における保険料率は49,579円とし、令和2年度における保険料率は47,869円」を「令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、49,014円」に改める。

第7条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第11条第2項第1号及び第12条第2項第1号中「被保険者及びその者の」を「第1号被保険者及びその」に改める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

6 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第6条第1項(第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第7号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは、「合計所得金額をいい、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし」とする。

7 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

8 附則第6項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第6条の規定は、令和3年度分以後の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。